

久留米市立山本小学校における水泳授業支援業務仕様書

1 目 的

久留米市立小学校に就学している児童の水泳授業を、民間のプール施設を活用し、指導・監視及び、移動等も併せて民間事業者へ委託することで、効果的で安全な水泳指導を円滑に行うことを目的とする。

2 対象校等

①久留米市立山本小学校（久留米市山本町耳納 90）

児童数 134 人（11 人）（カッコ内は特別支援学級児童の内数）

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
児童数	28(1)	23(1)	20(1)	16	25(4)	22(4)	134(11)
学級数	1	1	1	1	1	1	6

※児童数・学級数は見込み数であり、事業実施までに変動する場合があるが委託料の変更は行わない。）

3 契約期間

契約締結日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

4 業務内容

（1）水泳指導

①指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

②指導の内容

当該対象校の教職員等との連携により、小学校学習指導要領に基づいた当該対象校の年間指導計画の学習内容とする。また、着衣水泳の実施については、当該対象校と協議すること。

③指導時数等

ア 1 回あたりの入水時間は 6 0 分を基本とし、更衣や移動・準備体操等の時間を含めて合計 2 時間以内の授業とする。

イ 指導回数は、1 年度あたり各学年 4 回ずつとする。

ウ 指導実施時期は、原則 5 月から 1 1 月までの平日のうち当該対象校の授業時間帯とし、当該対象校と受託者で協議の上決定する。

エ やむを得ない事由により水泳授業の実施が不可となった場合は、受託者及び当該対象校にて予備日を調整し、水泳授業の実施に努めること。

④指導対象人数

1回の指導は、概ね40人から80人程度とし、2学級が同時時間帯に授業を行うことを基本とする。

⑤指導方法及び配置人員

ア 児童を泳力別に3グループ以上に分け、常時1グループあたり1名以上の指導員を配置して適切な指導を行うこと。

イ 児童が当該施設を利用している間、施設の利用、安全確保等のため、常時1名以上の補助員を配置すること。

⑥学校の引率

当該対象校の教職員は、プールサイド等の適切な場所において授業の安全確保、監視及び、指導の補助等チームティーチングにより指導にあたる。

⑦指導内容の事前打合せ

受託者は、速やかに、当該対象校及び担当教職員と次の内容について打合せを行うこと。

ア 指導内容

イ 連絡窓口の確認

ウ 指導対象児童の氏名

エ 配慮を要する児童に関すること（健康面や発達の特性等）

オ 水泳指導を実施する日時の確認

カ 施設利用に関するルール等の確認

キ 送迎バスの乗降箇所

（２）施設の使用

①水泳指導は、受託者が所有するプール施設において実施すること。

②衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」に準じた水質検査を実施し、その基準を満たすこと。

③プールの規模は、長さ25m以上、深さ1m以上とする。また、深さは学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。

④水泳指導の時間は、指導に必要な場所を一般客用と区別して設けること。

⑤1グループあたり1レーン以上を使用することを基本とする。

（３）移動手段

①水泳指導を受ける児童及び教職員が一斉に移動ができるよう、バス等の車両を確保し、送迎を行うこと。

②当該対象校と受託者が所有するプール施設までの移動時間は、授業に影響が無いよう片道15分程度で円滑に運行を行うこと。

③予測のできない不慮の事故等により遅延する場合は、当該対象校に対し、速やかにその旨連絡を行うこと。

5 報告書の作成

(1) 事業実施報告書

水泳指導の実施ごとに指導報告書(様式は任意)を作成し、月単位で取りまとめた上で、事業実績報告書として翌月10日までに発注者及び当該対象校へ提出すること。

(2) 事業完了報告書

事業完了報告書(様式は任意)は年度ごとに提出するものとし、1年度の全日程終了後、発注者に速やかに提出すること。

6 その他

(1) 責任の所在

移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。また、事故が起きた場合は、当該対象校と協力して事態の収拾を図ること。

なお、以下の場合には、受託者が責任を負うこと。

- ①水泳指導中の事故について、受託者の故意又は過失のために児童に対し事故が発生した場合
- ②施設の不適合のために児童及び教職員に対し事故が発生した場合
- ③水泳指導のための移動中に、受託者の故意又は過失により事故が発生した場合

(2) 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②暴力団員等から不当要求による被害または妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ③排除対策を講じたにもかかわらず、業務に支障が生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。

(3) 障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律の施行に関する事項

実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、発注者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(4) 検証

小学校の水泳授業における児童の安全確保や泳力向上及び、教職員の業務負担等に資する発注者の事業検証に協力(資料等の提供)すること。

(5) その他

- ①本業務の実施にあたっては、事前に当該対象校と十分に協議すること。
- ②本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者及び発注者の協議により定めるものとする。